表6　車両の取得計画の概要（車両減価償却費等補助）（地域内フィーダー系統）

資料2-1

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名（申請番号）	補助対象車両の種別 イ	ロ	ハ	乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
美濃加茂市	新太田タクシー㈱	1	(1) あまちの森・しょうよう線系統1	小型車両		非標準仕様	14	R4.1			一括
			(2) あまちの森・しょうよう線系統2								
			(3) フルーツ山之上線系統1								
			(4) フルーツ山之上線系統2								
			(5) フルーツ蜂屋線								
			(6) さとやま線系統1								
			(7) さとやま線系統2								
			(8) さとやま線系統3								
	新太田タクシー㈱	2	(1) あまちの森・しょうよう線系統1	小型車両		非標準仕様	14	R4.1			一括
			(2) あまちの森・しょうよう線系統2								
			(3) フルーツ山之上線系統1								
			(4) フルーツ山之上線系統2								
			(5) フルーツ蜂屋線								
			(6) さとやま線系統1								
			(7) さとやま線系統2								
			(8) さとやま線系統3								
美濃加茂市	新太田タクシー㈱	3	(1) あまちの森・しょうよう線系統1	小型車両		非標準仕様	14	R4.10			一括
			(2) あまちの森・しょうよう線系統2								
			(3) フルーツ山之上線系統1								
			(4) フルーツ山之上線系統2								
			(5) フルーツ蜂屋線								
			(6) さとやま線系統1								
			(7) さとやま線系統2								
			(8) さとやま線系統3								

美濃加茂市	新太田タクシー㈱	4	(1) あまちの森・しょうよう線系統1	小型車両		非標準仕様	14	R6.2			一括
			(2) あまちの森・しょうよう線系統2								
			(3) フルーツ山之上線系統1								
			(4) フルーツ山之上線系統2								
			(5) フルーツ蜂屋線								
			(6) さとやま線系統1								
			(7) さとやま線系統2								
			(8) さとやま線系統3								
	新太田タクシー㈱	5	(1) あまちの森・しょうよう線系統1	小型車両		非標準仕様	14	R6.2			一括
			(2) あまちの森・しょうよう線系統2								
			(3) フルーツ山之上線系統1								
			(4) フルーツ山之上線系統2								
			(5) フルーツ蜂屋線								
			(6) さとやま線系統1								
			(7) さとやま線系統2								
			(8) さとやま線系統3								
美濃加茂市	新太田タクシー㈱	6	(1) あまちの森・しょうよう線系統1	小型車両		非標準仕様	14	R7.3			一括
			(2) あまちの森・しょうよう線系統2								
			(3) フルーツ山之上線系統1								
			(4) フルーツ山之上線系統2								
			(5) フルーツ蜂屋線								
			(6) さとやま線系統1								
			(7) さとやま線系統2								
			(8) さとやま線系統3								

美濃加茂市	新太田タクシー㈱	7	(1) あまちの森・しょうよう線系統1	小型車両		非標準仕様	14	R7.			一括
			(2) あまちの森・しょうよう線系統2								
			(3) フルーツ山之上線系統1								
			(4) フルーツ山之上線系統2								
			(5) フルーツ蜂屋線								
			(6) さとやま線系統1								
			(7) さとやま線系統2								
			(8) さとやま線系統3								

（注）

1.「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様（ノンステップバス認定要領（平成２２年６月４日付け国自技第４９号又は平成２７年７月２日付け国自技第７５号）に基づく認定を受けたもの）又は非標準仕様の別を記載すること。

2.「乗車定員」については、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を１人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両保安基準第24条、第53条）。

3.「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

4.「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表９又は別表１０）を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。

5.「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。